障害福祉サービス事業所等における業務継続計画について

　障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活に支える上で欠かせないものであり、昨今の大規模の災害発生がみられる中、施設・事業所等において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要である。

こうした観点から、令和３年度の報酬改定において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付けることとされた（３年間の経過措置、令和６年度から義務化）。

　防災計画と自然災害ＢＣＰの違い①

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 防災計画 | ＢＣＰ |
| 主な目的 | ・身体、生命の安全確保・物的被害の軽減 | ・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧 |
| 考慮すべき事象 | ・拠点がある地域で発生することが想定される災害 | ・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事業 |
| 重要視される事象 | ・「死傷者数」「損害額」を最小にすること・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること・被害を受けた拠点を早期復旧すること | 左記に加え・重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること・経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること・利益を確保し企業として生き残ること |
| 活動、対策の検討範囲 | ・自社の拠点ごと | ・全社的（拠点横断的）・依存関係にある主体　（委託先、調達先、供給先） |

　従来の防災計画に、避難確保、障害福祉サービスの継続、地域貢献を加えて、総合的に考えることが重要である。

　防災計画と自然災害ＢＣＰの違い②

|  |  |
| --- | --- |
| ①　従来の消防・防災計画災害直後の安全確保（避難・救助・消火等） | ③　障害福祉サービスの継続利用者保護、職員の確保備蓄物資、代替施設等 |
| ②　避難確保・レベル向上安全な避難方法、複数の避難経路、避難場所確保等 | ④　地域貢献・連携地域との支え合い、福祉避難所等 |

出典（厚生労働省　障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン）